

指定地域密着型通所介護事業 運営規程

一般社団法人日本福祉環境整備機構

キーステーション

(事業の目的)

第1条 一般社団法人日本福祉環境整備機構が開設するキーステーション(以下「事業所」という。)において実施する指定地域密着型通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態の利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成し、計画的にサービス提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 キーステーション

(2) 所在地 東京都板橋区上板橋1丁目19番16号アソルティ上板橋203号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名以上

利用者及び家族からの相談に対する援助、他の従事者に対する助言及び技術指導、居宅介護支援事業者等との連携・調整を行う。

(3) 介護職員 2名以上

介護職員は、地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活の世話及び介護、機能訓練を行う。

(4) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康状態の確認、服薬管理、病状が急変した際の救急措置などの看護業務を通じて利用者の日常生活支援を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。(祝日含む)
ただし、年末年始(12月31日から1月3日まで)を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間

1単位目	午前9時～午後5時10分
------	--------------

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、次のとおりとする。

事業所で同時に指定地域密着型通所介護を行う際の利用者の上限

18人

(指定地域密着型通所介護の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護で提供するサービス内容は、次に掲げるもののうち各利用者において必要と認められるものとする。

- (1) 健康状態の確認
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) アクティビティ・サービス 例:レクリエーション、体操等
- (4) 社会貢献活動(軽作業等)
- (5) 食事
- (6) 入浴
- (7) 送迎
- (8) その他、介護等に関する相談、助言

(利用料等)

第8条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。詳細は別添料金表のとおり。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、当該告示上の額の支払いを受けるものとする。
- 3 昼食代等、諸経費については、別添料金表に掲げる費用を徴収するものとする。
- 4 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、原則、板橋区内とする。

(地域との連携)

第10条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 当事業所が行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は区市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。
- 4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。また、5年間保存する。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第11条 指定地域密着型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護の状況を十分把握し、各利用者の地域密着型通所介護計画を作成する。また、作成にあたっては、ケアマネジメントの計画内容との整合性に留意する。

- 2 地域密着型通所介護計画の作成・変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。作成した地域密着型通所介護計画は、遅延なく利用者に交付する。
- 3 利用者に対し、地域密着型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(提供記録の記載)

第12条 指定地域密着型通所介護の従業者は、サービスを提供した際には、その提供日、提供時間、提供した具体的なサービスの内容、その他必要な事項を記録する。

(衛生管理等)

第13条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第14条 指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故処理)

- 第15条 利用者に対する指定地域密着型通所介護事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する区市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処理について記録し、その完結の日から5年間保存する。
 - 3 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(相談・苦情対応)

- 第16条 利用者及びその家族からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定地域密着型通所介護の提供に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。
 - 3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、介護保険法第23条の規定等により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害対策)

- 第17条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、消防等についての責任者を定め、年2回以上、避難訓練その他必要な訓練を行うとともに、非常災害が発生した際もその事業が継続できるよう、他の事業所等との連携及び協力を行う体制を構築するよう努める。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

- 第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(個人情報保護)

- 第20条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
 - 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
 - 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第21条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の必要な措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な(年1回以上)研修の実施
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第22条 従業者は、事前に利用者に対して、次の点に留意するよう指示を行う。
- (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合は申し出る。
 - (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
 - (3) 体調不良によってサービスの利用に適さないと判断される場合は、サービスの提供を中止することがある。

(その他運営に関する重要事項)

- 第23条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、指定地域密着型通所介護事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は一般社団法人日本福祉環境整備機構と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

- 第24条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を板橋区へ届け出ることとする。
- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
 - (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
 - (3) 現に指定地域密着型通所介護を受けている者に対する措置
 - (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から改正し、施行する(一部改定)

この規程は、令和6年4月1日から改正し、施行する(一部改定)

この規程は、令和6年6月1日から改正し、施行する(一部改定)

この規程は、令和8年2月1日から改正し、施行する(一部改定)

この規程は、令和8年6月1日から改正し、施行する(一部改定)